

国土交通省組織令及び交通政策審議会令の一部を改正する政令案 参照条文 目次

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）	．．．．．	1
○ 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）	．．．．．	1
○ 国土交通省組織令（平成十二年政令第百五十五号）（抄）	．．．．．	2
○ 交通政策審議会令（平成十二年政令第三百号）（抄）	．．．．．	13

○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（内部部局）

第七条（略）

2（略）

3 庁には、その所掌事務を遂行するため、官房及び部を置くことができる。

4 官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

6・7（略）

（事務次官及び庁の次長等）

第十八条（略）

2・3（略）

4 各省及び各庁には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、法律（庁にあつては、政令）でこれを定める。

（内部部局の職）

第二十一条（略）

2・3（略）

4 官房、局若しくは部（実施庁に置かれる官房及び部を除く。）又は委員会の事務局には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。官房又は部を置かない庁（実施庁を除く。）にこれらの職に相当する職を置くときも、同様とする。

5 実施庁に置かれる官房又は部には、政令の定める数の範囲内において、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、省令でこれを定める。官房又は部を置かない実施庁にこれらの職に相当する職を置くときも、同様とする。

○国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）

第十四条 (略)

2 前項に定めるもののほか、交通政策審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他交通政策審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

(地方運輸局)

第三十五条 (略)

2 (略)

3 地方運輸局の名称、位置、管轄区域及び組織は、政令で定める。

○国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号) (抄)

目次

第一章 本省

第一節 秘書官(第一条)

第二節 内部部局等

第一款 大臣官房及び局並びに政策統括官及び国際統括官の設置等(第二条―第十七条の二)

第二款 特別な職の設置等(第十八条―第二十一条)

第三款 課の設置等

第一目 大臣官房(第二十二条―第三十五条)

第二目 総合政策局(第三十六条―第六十一条)

第三目 国土政策局(第六十二条―第七十条)

第四目 土地・建設産業局(第七十一条―第八十条)

第五目 都市局(第八十一条―第九十条)

第六目 水管理・国土保全局(第九十一条―第一百四条)

第七目 道路局(第一百五―第一百五十三条)

第八目 住宅局(第一百四―第二百一一条)

第九目 鉄道局(第二百二―第二百二十九条の二)

第十目 自動車局(第三百―第三百九条)

第十一目 海事局(第四百―第五百六条)

第十二目 港湾局(第五百七―第六十三条)

- 第十三目 航空局（第六十四條―第八十一條）
- 第十四目 北海道局（第八十二條―第八十九條）
- 第十五目 政策統括官（第九十條）
- 第三節 審議會等（第九十一條）
- 第四節 施設等機関（第九十二條―第二百五條）
- 第五節 地方支分部局
 - 第一款 地方整備局（第二百六條―第二百八條）
 - 第二款 北海道開発局（第二百九條―第二百十一條）
 - 第三款 地方運輸局（第二百十二條―第二百十六條）
 - 第四款 地方航空局（第二百十七條・第二百十八條）
 - 第五款 航空交通管制部（第二百十九條・第二百二十條）
- 第二章 外局
 - 第一節 觀光庁
 - 第一款 特別な職（第二百二十一條―第二百二十三條）
 - 第二款 内部部局（第二百二十四條―第二百二十四條の九）
 - 第二節 気象庁
 - 第一款 特別な職（第二百二十五條）
 - 第二款 内部部局（第二百二十六條―第二百三十三條）
 - 第三款 施設等機関（第二百三十四條―第二百三十九條）
 - 第四款 地方支分部局（第二百四十條―第二百四十二條）
 - 第三節 運輸安全委員会事務局
 - 第一款 特別な職（第二百四十三條）
 - 第二款 内部部局（第二百四十三條の二―第二百四十三條の九）
 - 第四節 海上保安庁
 - 第一款 特別な職（第二百四十四條・第二百四十五條）
 - 第二款 内部部局（第二百四十六條―第二百五十三條）
 - 第三款 施設等機関（第二百五十四條―第二百五十七條）
 - 第四款 地方支分部局（第二百五十八條・第二百五十九條）

附則

(大臣官房及び局並びに政策統括官及び国際統括官の設置等)

第二条 (略)

2 大臣官房に官庁営繕部を、総合政策局に公共交通政策部を、水管理・国土保全局に水資源部、下水道部及び砂防部を、航空局に航空ネットワーク部、安全部及び交通管制部を置く。

(総合政策局の所掌事務)

第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一 二十六 (略)

二十七 国土交通省の所掌に係る公共事業の円滑かつ計画的な実施を推進するための当該各公共事業(鉄道整備事業、港湾整備事業及び空港整備事業並びにこれらに関連するものを除く。第四十五条第一号において同じ。)間の調整に関する事務

2 公共交通政策部は、前項第二号に掲げる事務(国土交通省の所掌事務に係る交通機関の整備並びに運送産業(国土交通省の所掌に係る運送に
関連する産業をいう。以下同じ。)に係る企業の合理化及び高度化並びに産業構造の改善に係るもの並びに運送産業の発達、改善及び調整に
する事務(輸送及び保管に関連する運賃及び料金に関するものを除く。)の取りまとめに関することに限る。)、同項第四号に掲げる事務(運
送及び運送事業の発達、改善及び調整を図る観点から行うものに限る。))及び同項第五号から第七号までに掲げる事務をつかさどる。

(総括審議官、技術総括審議官、政策立案総括審議官、建設流通政策審議官、物流審議官、危機管理・運輸安全政策審議官、政策評価審議官、
サイバーセキュリティ・情報化審議官、審議官及び技術審議官)

第二十条 大臣官房に、総括審議官二人、技術総括審議官一人、政策立案総括審議官一人、物流審議官一人、危機管理
・運輸安全政策審議官一人、政策評価審議官一人、サイバーセキュリティ・情報化審議官一人、審議官二十人(うち一人は、関係のある他の職
を占める者をもって充てられるものとする。))及び技術審議官四人を置く。

2・3 (略)

4 政策立案総括審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する合理的な根拠に基づく政策立案の推進に関する重要事項についての企画
及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

5 建設流通政策審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する建物その他の施設の建設並びに宅地及び建物の流通に係る市場の整備に
関する政策に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

6 物流審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する重要事項についての企画及び立案
並びに調整に関する事務を総括整理する。

7 危機管理・運輸安全政策審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する危機管理及び運輸の安全の確保に関する政策に関する重要事
項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

8 政策評価審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する政策の評価に関する重要事項についての企画及び立案に関する事務並びに係事務を総括整理する。

9 サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関するサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する重要事項についての企画及び立案に関する事務並びに係事務を総括整理する。

10 審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

11 技術審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する技術に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

（参事官及び技術参事官）

第二十一条 大臣官房に、参事官十七人及び技術参事官二人を置く。

2・3 （略）

（総務課の所掌事務）

第二十五条 （略）

一～四 （略）

五 国会との連絡に関すること。

六 国土交通省の機構に関すること。

七 本省で使用する乗用自動車の管理に関すること。

八 国土交通省の事務能力の増進に関すること。

九 国土交通省の所掌事務に関する官報掲載に関すること。

十 前各号に掲げるもののほか、国土交通省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（広報課の所掌事務）

第二十六条 広報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 広報に関すること。

二 国土交通省の保有する情報の公開に関すること。

（総合政策局に置く課）

第三十六条 総合政策局に、公共交通政策部に置くもののほか、次の十四課を置く。

- 総務課
- 政策課
- 社会資本整備政策課
- 安心生活政策課
- 環境政策課
- 海洋政策課
- 物流政策課
- 国際物流課
- 公共事業企画調整課
- 技術政策課
- 国際政策課
- 海外プロジェクト推進課
- 情報政策課
- 行政情報化推進課
- 2 公共交通政策部に、次の二課及び参事官一人を置く。
 - 交通計画課
 - 交通支援課

(総務課の所掌事務)

第三十七条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一・二 (略)
- 三 総合的な交通体系の整備に関すること(公共交通政策部の所掌に属するものを除く。)
- 四 十一 (略)

(海洋政策課の所掌事務)

第四十二条 海洋政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土交通省の所掌事務に係る海洋の開発及び利用に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること。
- 二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関すること(海上保安庁並びに海事局及び港湾局の所掌に属するものを除く。)
- 三 海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律の施行に関すること。

（物流政策課の所掌事務）
第四十三条 （略）

- 一 貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する国土交通省の所掌に係る事務に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること（国際物流課の所掌に属するものを除く。）。
- 二（五）（略）
- 六 貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関すること（国際物流課の所掌に属するものを除く。）。
- 七・八 （略）
- 九 貨物の運送に係る航空運送代理店業の発達、改善及び調整に関すること（国際物流課の所掌に属するものを除く。）。

（国際物流課の所掌事務）

第四十四条 国際物流課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国際的な貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する国土交通省の所掌に係る事務に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること（国際統括官の所掌に属するものを除く。）。
- 二 国際的な貨物の運送に係る貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 三 国際的な貨物の運送に係る航空運送代理店業の発達、改善及び調整に関すること。

（公共事業企画調整課の所掌事務）

第四十五条 公共事業企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土交通省の所掌に係る公共事業の円滑かつ計画的な実施を推進するための当該各公共事業間の調整に関すること。
- 二 直轄事業の施行の合理化のための方策（二以上の部局に共通するものに限る。）に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること（土地・建設産業局の所掌に属するものを除く。）。
- 三 直轄事業に係る建設工事用機械の整備及び運用（二以上の部局に共通するものに限る。）に関すること。
- 四 直轄事業の積算基準（建設工事用機械の使用に係る二以上の部局に共通する積算基準に限る。）に関すること。
- 五 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の規定による基本指針の策定の取りまとめに関すること並びに同法に規定する整備計画並びに特定周辺整備地区及び施設整備方針のうち建設業者の使用に供するための再生処理を行う特定施設以外の特定施設に係るものに関すること。
- 六 建設業法の規定による建設機械施工の技術検定に関すること。
- 七 建設工事用機械に係る建設技術に関する指導及び普及に関すること。
- 八 建設工事用機械に関する調査及び統計に関すること。

(技術政策課の所掌事務)

第四十六条 技術政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 運輸技術及び気象業務に関連する技術に関する研究及び開発並びにこれらの助成並びに運輸技術及び気象業務に関連する技術に関する指導及び普及に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に關すること。
- 二 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所の組織及び運営一般に關すること。
- 三 宇宙の開発に關する大規模な技術開発であつて、航空保安業務の高度化その他の交通の發達及び改善並びに気象業務に係るものに関すること(氣象庁及び他局の所掌に屬するものを除く。)
- 四 国土交通省の所掌事務に係る交通の安全の確保を阻害するおそれがある人的又は技術的な要因についての基礎的な調査及び分析並びに当該要因を効果的に解消する手法の開発に關すること(大臣官房及び他局の所掌に屬するものを除く。)
- 五 交通政策審議会技術分科会の庶務に關すること。
- 六 国立研究開発法人審議会の庶務に關すること(国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所に係るものに限る。)

(國際政策課の所掌事務)

第四十七条 (略)

- 一 国土交通省の所掌に屬する國際關係事務に關する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の總括に關すること(國際統括官並びに國際物流課及び海外プロジェクト推進課の所掌に屬するものを除く。)
- 二 (略)

(海外プロジェクト推進課の所掌事務)

第四十八条 海外プロジェクト推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土交通省の所掌に屬する國際關係事務で海外におけるプロジェクトに係る我が国事業者の事業活動の推進に係るものに関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の總括に關すること(國際統括官の所掌に屬するものを除く。)
- 二 国土交通省の所掌に屬する國際關係事務(社会資本の整備に關連するもの(交通に關連するものを除く。))に限る。次号において同じ。)で國際協力に係るものに関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の總括に關すること(國際統括官の所掌に屬するものを除く。)
- 三 国土交通省の所掌に屬する國際關係事務のうち、外国人研修生の受入れに關すること。

第四十九条及び第五十条 削除

(情報政策課の所掌事務)

第五十一条 (略)

一 総合政策局の所掌事務(第四条第一項第三十八号から第四十二号までに掲げるものに限る。)に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

二(四) (略)

第五十三条から第五十八条まで 削除

(交通計画課の所掌事務)

第五十九条 交通計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 公共交通政策部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 国土交通省の所掌事務に係る交通機関の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること(交通支援課の所掌に属するものを除く。)
- 三 都市交通その他の地域的な交通に関する基本的な計画及び地域における交通調整に関すること(都市局の所掌に属するものを除く。)
- 四 前三号に掲げるもののほか、公共交通政策部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(交通支援課の所掌事務)

第六十条 交通支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 公共交通機関の確保及びその機能の改善に関する援助及び助成に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること。
- 二 公共交通機関の確保及びその機能の改善に関する総合的な事業の助成に関すること。
- 三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十三条第一項第九号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関すること。
- 四 運送産業に係る企業の合理化及び高度化並びに産業構造の改善に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること。
- 五 運送産業の発達、改善及び調整に関する事務の取りまとめに関すること(政策統括官及び安心生活政策課の所掌に属するものを除く。)

(参事官の職務)

第六十一条 参事官は、運送及び運送事業の発達、改善及び調整を図る観点からの総合的な交通体系の整備に関する事務をつかさどり、又は命を

受けて公共交通政策部の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。

(土地・建設産業局に置く課)

第七十一条 土地・建設産業局に、次の九課を置く。

総務課

企画課

国際課

地価調査課

地籍整備課

不動産業課

不動産市場整備課

建設業課

建設市場整備課

(総務課の所掌事務)

第七十二条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 土地・建設産業局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 公共用地取得制度に関すること。

三 直轄事業に必要な公共用地の取得の促進のための方策に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること。

四 直轄事業に係る公共物とするために取得した財産の管理に関する事務の総括に関すること。

五 公有地の拡大の推進に関する法律の規定による土地の先買い及び土地開発公社に関する事務を行うこと。

六 都市開発資金の貸付けに関する法律の規定による土地開発公社に対する資金の貸付けに関すること。

七 国土審議会土地政策分科会の庶務に関すること。

八 前各号に掲げるもののほか、土地・建設産業局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(企画課の所掌事務)

第七十三条 (略)

一 土地・建設産業局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること(国際課の所掌に属するものを除く)。
二 二六 (略)

(国際課の所掌事務)

第七十四条 国際課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 土地・建設産業局の所掌に属する国際関係事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。
- 二 土地・建設産業局の所掌事務に係る国際協力に関すること。
- 三 土地・建設産業局の所掌に属する国際関係事務で海外における我が国事業者の事業活動の推進に係るものに関すること。

(不動産課の所掌事務)

第七十七条 不動産課は、不動産の発達、改善及び調整並びに不動産取引の円滑化及び適正化に関する事務(国際課及び不動産市場整備課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(建設業課の所掌事務)

第七十九条 (略)

一 建設業(浄化槽工事業を含む。)の発達、改善及び調整に関すること(総合政策局並びに国際課及び建設市場整備課の所掌に属するものを除く。)

二 五 (略)

(建設市場整備課の所掌事務)

第八十条 (略)

一 七 (略)

八 測量業の発達、改善及び調整に関すること(国際課の所掌に属するものを除く。)

九 十 (略)

(地方運輸局の内部組織)

第二百十三条 各地方運輸局に、それぞれ次長一人を置く。

二 六 (略)

(審議官)

第二百二十二条 観光庁に、審議官一人を置く。

2 審議官は、命を受けて、観光庁の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

(参事官)

第二百二十三條 観光庁に、参事官三人を置く。

2 (略)

(部の設置)

第二百二十四條 観光庁に、観光地域振興部を置く。

(課の設置)

第二百二十四條の三 観光庁に、観光地域振興部に置くもののほか、次の四課を置く。

総務課

観光戦略課

観光産業課

国際観光課

2 観光地域振興部に、次の二課を置く。

観光地域振興課

観光資源課

(観光戦略課の所掌事務)

第二百二十四條の五 (略)

一 一六 (略)

七 第三号から前号までに掲げるもののほか、観光の振興に関すること(観光地域振興部並びに観光産業課及び国際観光課の所掌に属するものを除く。)

八 (略)

(国際観光課の所掌事務)

第二百二十四條の七 国際観光課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国際観光の振興に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること(観光戦略課の所掌に属するものを除く。)

二 外国人観光旅客の来訪及び国際会議の誘致の促進その他の国際交流の推進による国際観光の振興に関すること(観光地域振興部の所掌に属するものを除く。)

三 観光庁の所掌事務に係る国際機関及び外国の行政機関その他の者との連絡並びに国際協力に関すること。

(観光地域振興課の所掌事務)

第二百二十四条の八 観光地域振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 観光地域振興部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 観光地及び観光施設の改善に関すること。
- 三 地域の振興に資する観光の振興に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、観光地域振興部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(観光資源課の所掌事務)

第二百二十四条の九 観光資源課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 観光資源の保護、育成及び開発に関すること。
- 二 観光の振興に寄与する人材の育成に関すること。
- 三 全国通訳案内士及び地域通訳案内士に関すること。

(海上保安庁の課等の数)

第二百五十三条 (略)

2 総務部に置く課長に準ずる職に係る国家行政組織法第二十一条第五項に規定する政令の定める数は、三人とする。

○交通政策審議会令(平成十二年政令第三百号) (抄)

(庶務)

第九条 (略)

2 交通体系分科会の庶務は、国土交通省総合政策局公共交通政策部参事官において処理する。

3 (略)